

滋賀県事業継続支援金(第4期)給付要綱

(通則)

第1条 滋賀県事業継続支援金(第4期)(以下「支援金」という。)の給付については、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)を準用するほか、この要綱の定めるところによる。

2 支援金の事務局は、株式会社JTB滋賀支店が運営する滋賀県事業継続支援事業事務局とする。

(趣旨)

第2条 滋賀県事業継続支援事業事務局(長)は、長引く新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する指定感染症とする。)の感染拡大に伴い、影響を受けた県内中小企業等を対象として、予算の範囲内において支援金を給付する。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付対象者は、別表1に掲げる者とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表2に規定する。

2 本事業による支援金の給付は、給付対象者1者につき1回とする。

(給付申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする者は、事務局が定める方法に従い、事務局が設置するウェブサイトを通じた電子申請等により、事務局に対し行うものとする。

2 申請者は別表3に規定する情報および添付書類を電磁的記録によって事務局に提出するものとする。ただし、人格のない社団等(法人税法第2条第1項第8号に規定する人格のない社団等。)は、給付申請兼請求書(別紙様式)に同様式で定める書類を添えて事務局に提出するものとする。

(給付の決定)

第6条 滋賀県事業継続支援事業事務局(長)は、前条に規定する給付申請兼請求があったときは、当該申請兼請求内容を審査し、給付事業者として適当と認めるときは、予算の範囲内において、規則第4条に規定する支援金の給付の決定を、申請を受け付けた日から30日以内に行う。

(給付の取消および給付金の返還)

第7条 滋賀県事業継続支援事業事務局(長)は、支援金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付の決定の取消、支援金の返還を求めるものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により支援金を受給したとき。

(2) その他、滋賀県事業継続支援事業事務局(長)が適当でないと認めるとき。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第8条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(給付事業者の公表)

第9条 滋賀県事業継続支援事業事務局(長)は、必要と認めるときは、給付事業者の名称、代表者名の内容等について公表することができる。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行し、令和3年度の支援金に適用する。

別表 1（第 3 条関係）

次のアまたはイのいずれかに該当する者。

ア 国の「事業復活支援金」の給付決定を受けており、県内に事務所または事業所を有する者。

イ 収益事業を行う人格のない社団等（法人税法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する人格のない社団等。いわゆる「みなし法人」）であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021 年の 11 月から 2022 年 3 月のいずれかの月の売上が、2018 年 11 月から 2021 年の同月比で 30%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する者。

※ 暴力団、宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は給付対象事業者に該当しない。

※ 人格のない社団等における売上減少率の確認においては、国の事業復活支援金の要件に準ずる。

参考：中小企業者の要件

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※1 資本金は、資本の額または出資の総額をいう。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれない。

※3 資本金および従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。

<従業員数について>

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとする。

- (a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- (b) 個人事業主本人（なお、専従者（家族従業員）は「常時使用する従業員」に含む。）
- (c) 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等
 - (c-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）
 - (c-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員(※)」の所定労働時間に比べて短い者

※「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とする。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになる。

<支給対象外について>

以下に該当する事業者については、本事業の支給対象外とする。

- ・滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条第2項各号に該当する事業者
- ・県税およびこれに付随する延滞金等を滞納している事業者
- ・事業収入が寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、営業外収益によって得られた収入のみの事業者

等

別表 2（第 4 条関係）

中小企業者等	個人事業主
20万円	10万円

別表 3（第 5 条関係）

事項種別	取得事項	添付書類
申請様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請事業者名（法人名または個人事業主名） ・ 申請事業者所在地 ・ 代表者情報（役職・氏名） ・ 担当者氏名 ・ 連絡先（電話番号・メールアドレス） ・ 法人番号（法人の場合） ・ 屋号（個人事業主の場合） ・ 業種 ・ 支援金給付申請額 ・ 振込先口座情報 ・ 誓約事項 ・ 役員情報（法人の場合） ・ 資本金 ・ 従業員数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類 ・ 国から「事業復活支援金」が給付されたことを示すもの。（通知書等） ・ 役員名簿 ・ 支払いの振込口座の写し ・ 県内に事業所等があることを証するもの